

# 後期高齢者医療の主な給付制度について

問合せ 住民ほけん課 後期高齢者医療担当 ☎991-1884

後期高齢者医療制度には、次のような給付制度があります。該当がある場合には、担当へお問い合わせください。

## ■補装具を製作したとき(療養費)

医師が必要と認めた治療用装具(コルセット・義足など)の購入費用のうち、自己負担分を除いた額を給付します。

## ■病院に支払う医療費が高額になったとき(高額療養費)

1か月の医療費の自己負担限度額を超えた分が払い戻されます。(ただし入院時の食事代や保険の対象とならない差額ベッド代・リネン代・紙オムツ代等は支給対象外となります。)

所得区分	自己負担限度額(月額)	
	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者Ⅲ	252,600円+(医療費-842,000円)×1% <4回目以降は140,100円>	
現役並み所得者Ⅱ	167,400円+(医療費-558,000円)×1% <4回目以降は93,000円>	
現役並み所得者Ⅰ	80,100円+(医療費-267,000円)×1% <4回目以降は44,400円>	
一般	18,000円(年間上限14.4万円)	57,600円 <4回目以降は44,400円>
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

※ <>内の金額は、過去12ヶ月に3回以上高額療養費の支給を受けた場合の4回目以降の自己負担限度額です。

## ■「限度額適用認定証」・「限度額適用・標準負担額減額認定証」について

所得区分(上表参照)で現役並み所得者Ⅰ・Ⅱに該当する方は「限度額適用認定証」を、低所得者Ⅰ・Ⅱ(非課税世帯)に該当する方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を申請し、医療機関に提示すれば、医療費の窓口負担を軽減することができます。また、非課税世帯の方は、1食当たりの標準負担額についても軽減されます。

## ■医療費と介護サービス費が共に高額になったとき(高額医療・高額介護合算療養費)

世帯内の後期高齢者医療制度の加入者の方全員が、1年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、自己負担限度額を超えた場合にその超えた金額を給付します。(注)1年間は、毎年8月1日から翌年7月31日となります。

## ■被保険者が亡くなったとき(葬祭費) 葬祭を行った方に5万円を給付します。

必要書類等 ①葬祭を行った証明書類(会葬礼状又は領収書等) ②亡くなった方の保険証  
③葬祭を行った方の印かん、振込先口座がわかるもの

# 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の ご案内

問合せ すこやか子育て課 子育て支援・児童福祉担当 ☎991-1876

低所得子育て世帯生活支援特別給付金の申請が始まります。

支給額 児童一人当たり一律5万円  
受付期間 令和5年2月28日(火)必着  
対象児童 H16.4.2(障がいのある児童はH14.4.2以降)~R5.2.28生  
申請方法 窓口で直接申請、又は郵送。郵送の場合、町ホームページから申請書をダウンロードできます。



<ひとり親世帯分> <その他世帯分>

## 申請が必要な方

【ひとり親世帯】(1)・(2)のいずれかに該当する世帯

(1)公的年金等を受給しているため、令和4年4月分の児童扶養手当を受給していない方  
(2)新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が児童扶養手当の受給者と同等水準となっている方  
支給時期 申請から2~3ヶ月後

【その他世帯】令和4年度の住民税が非課税、又は新型コロナウイルス感染症の影響で所得が減少し、非課税と同程度である世帯(収入の高い保護者で判定)の内、次のア~ウのいずれかに該当する世帯。

ア. 高校生(障がいのある児童は20歳未満)のみを養育し、令和4年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当を受給していない世帯。

イ. R4.4.1~R5.2.28生まれの児童を養育する世帯

ウ. 保護者が公務員で対象児童を養育する世帯

支給時期 申請、審査後、翌月支給

申請不要な方 (ひとり親世帯) 令和4年4月分児童扶養手当を受給した世帯(6月30日支給済)

(その他世帯) 令和4年度住民税が非課税で、令和4年4月分児童手当又は特別児童扶養手当を受給した世帯(6月28日支給済)